

主 文

本件再審査請求を却下する。

事件及び理由

第1 事案の概要

再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は法定の審査請求期間を経過してされた不適法なものであるとして、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下する旨の決定をした。

本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができることとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとして

これを却下しているのです、この点について以下検討する。

2 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付け労働保険審査請求書において、「原処分のあったことを知った年月日」を平成〇年〇月〇日、また、平成〇年〇月〇日付け労働保険再審査請求書において、平成〇年〇月〇日としている。そこで、本件処分に係る休業補償給付不支給決定通知（以下「不支給決定通知」という。）の配達状況を確認すると、監督署長は、請求人に対し、簡易書留郵便にて平成〇年〇月〇日付けで請求人に不支給決定通知を発送しており、同月〇日に請求人宅に配達済みであることが認められる。ところで、「原処分のあったことを知った日」とは、原処分に関する通知が文書をもって郵送された場合については、特段の事情がない限り、それが到達した日を「原処分があったことを知った日」と解して差し支えないこととされている。したがって、本件処分に係る「原処分のあったことを知った年月日」は不支給決定通知が配達された平成〇年〇月〇日となり、審査請求の請求期間は、その翌日から起算して3か月目に当たる平成〇年〇月〇日までとなる。

(2) しかるに、請求人が、審査官宛てに労働保険審査請求書を郵便により発信した日は、平成〇年〇月〇日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

3 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日付け労働保険審査請求書の補正書において、要旨、親族

が急遽入院し、退院後も介護が必要であることからAに出向いていたこと、忙しいことと慣れない場所での生活で疲労困憊し、インフルエンザを患ったこと及び病院への送迎、食事の準備に追われていたことから、書類の提出が遅れたと述べている。

しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

- 4 以上のおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のおり裁決する。